

令和2年第2回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

令和2年9月29日

開会 午後2時

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第2号 専決処分事項の報告について
(守谷消防署南守谷出張所職員の消防活動の際の
物損事故に係る損害賠償及び和解)
- 日程第4 報告第3号 専決処分事項の報告について
(守谷消防署救助工作車の交通事故に係る和解)
- 日程第5 報告第4号 専決処分事項の報告について
(消防本部連絡車の交通事故に係る和解)
- 日程第6 報告第5号 専決処分事項の報告について
(水海道消防署北出張所救急救急車の物損事故に
係る損害賠償及び和解)
- 日程第7 議案第12号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合
一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第13号 指定管理者の指定について
(常総広域地域交流センター)

報告第2号

専決処分事項の報告について

令和2年6月6日の守谷消防署南守谷出張所隊員の物損事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したもので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年7月13日

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

1 和解の相手方

住 所 茨城県つくばみらい市〇〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇

2 損害賠償の額

119,900円

3 和解の内容

- (1) 常総地方広域市町村圏事務組合は、損害額119,900円を相手方に支払う。
- (2) 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。

4 事故の概要

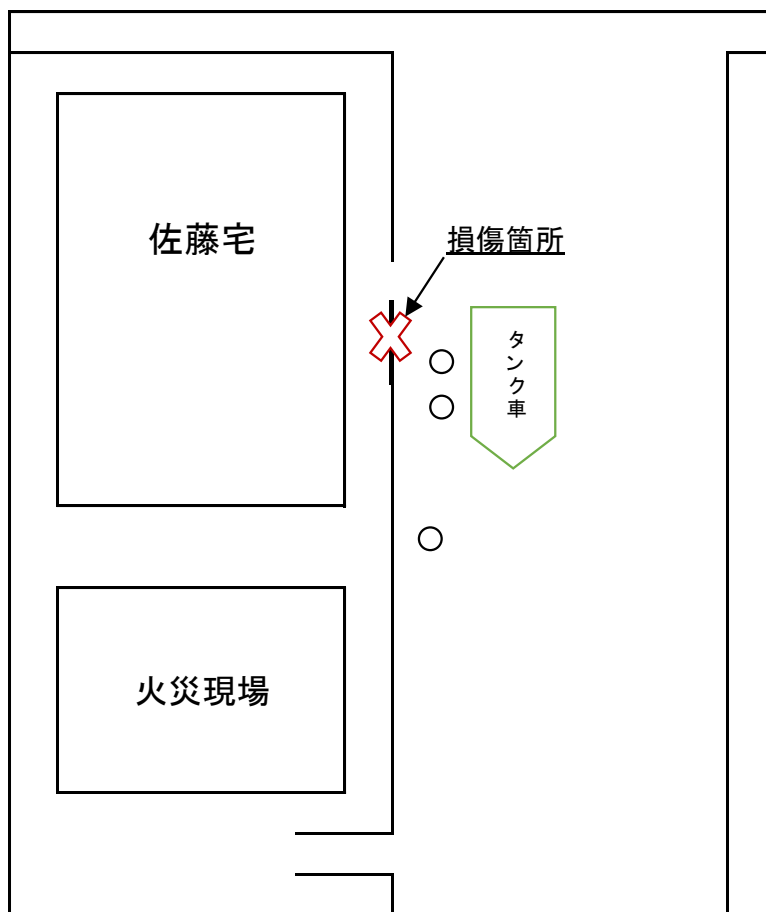
令和2年6月6日午前1時10分頃、茨城県つくばみらい市〇〇〇〇において、当組合職員が消火活動中に外壁に損傷させたものである。

参考資料（報告第2号関係）

事故発生位置図



事故発生状況略図



報告第3号

専決処分事項の報告について

令和2年6月9日の守谷消防署救助工作車の交通事故に係る和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したもので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年9月7日

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

1 和解の相手方

住 所 茨城県つくばみらい市〇〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇

2 損害賠償の額

54,327円

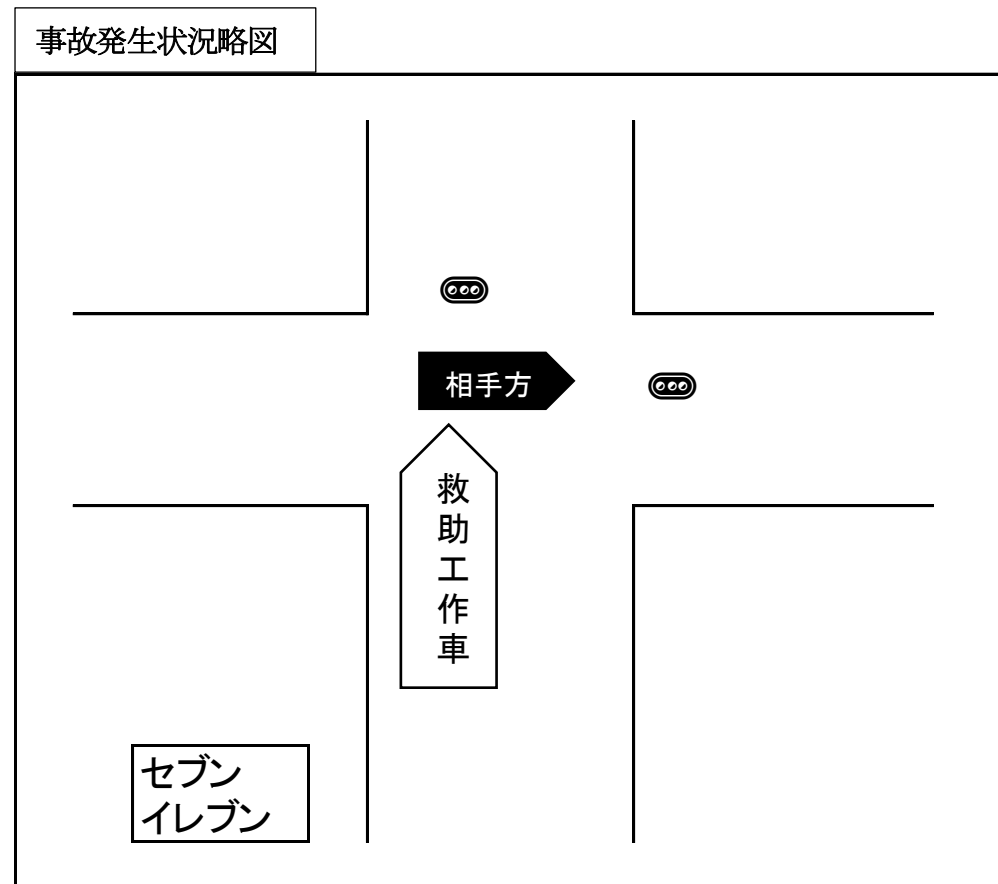
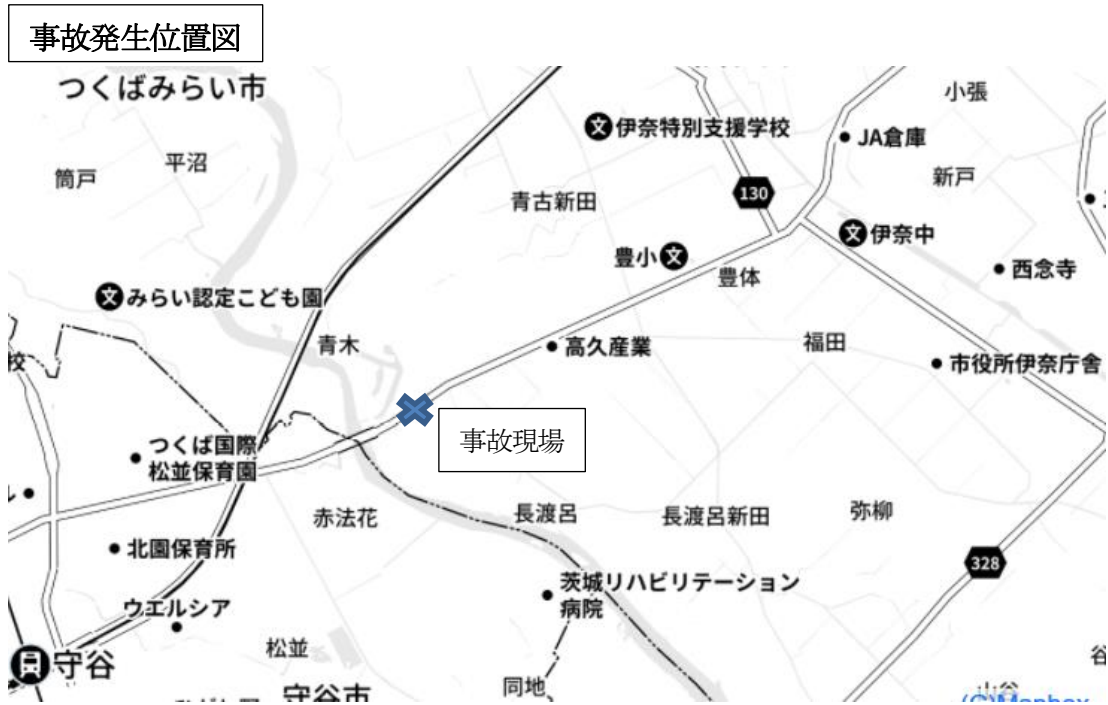
3 和解の内容

- (1) 常総地方広域市町村圏事務組合の責任割合は25%、相手方の責任割合は75%とする。
- (2) 常総地方広域市町村圏事務組合は、損害額54,327円を相手方に支払う。（各自負担額を相殺するものとする。）
- (3) 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。

4 事故の概要

令和2年6月9日午後3時15分頃、建物火災途上、茨城県つくばみらい市〇〇〇〇にて、当組合職員の運転する公用車（守谷消防署救助工作車）と相手方（軽乗用車）と衝突したものです。

参考資料（報告第3号関係）



報告第4号

専決処分事項の報告について

令和2年8月7日の消防本部連絡車の交通事故に係る和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したもので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年9月9日

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

1 和解の相手方

住 所 茨城県守谷市〇〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇

2 損害賠償の額

322,899円

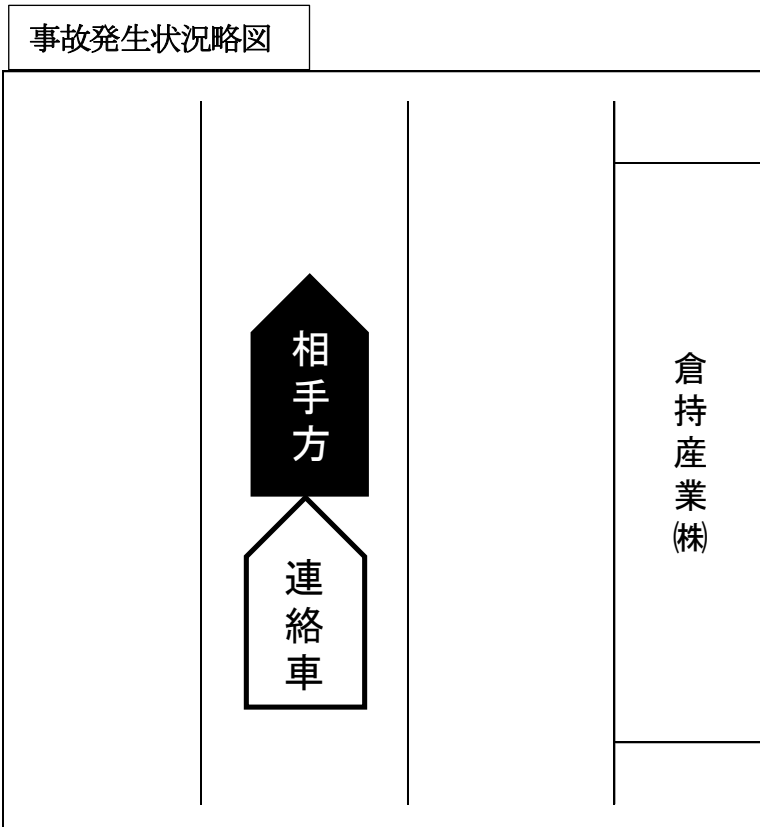
3 和解の内容

- (1) 常総地方広域市町村圏事務組合は、損害額322,899円を相手方に支払う。
- (2) 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。

4 事故の概要

令和2年8月7日午後1時18分頃、事務連絡出向中、茨城県常総市〇〇〇〇にて、当組合職員の運転する公用車（消防本部連絡車）が相手方（普通乗用車）に追突したものです。

参考資料（報告第4号関係）



報告第5号

専決処分事項の報告について

令和2年7月3日の水海道消防署北出張所の物損事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したもので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年9月15日

常総地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 松 丸 修 久

1 和解の相手方

住 所 茨城県取手市〇〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇株式会社

2 損害賠償の額

61,100円

3 和解の内容

- (1) 常総地方広域市町村圏事務組合は、損害額61,100円を相手方に支払う。
- (2) 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。

4 事故の概要

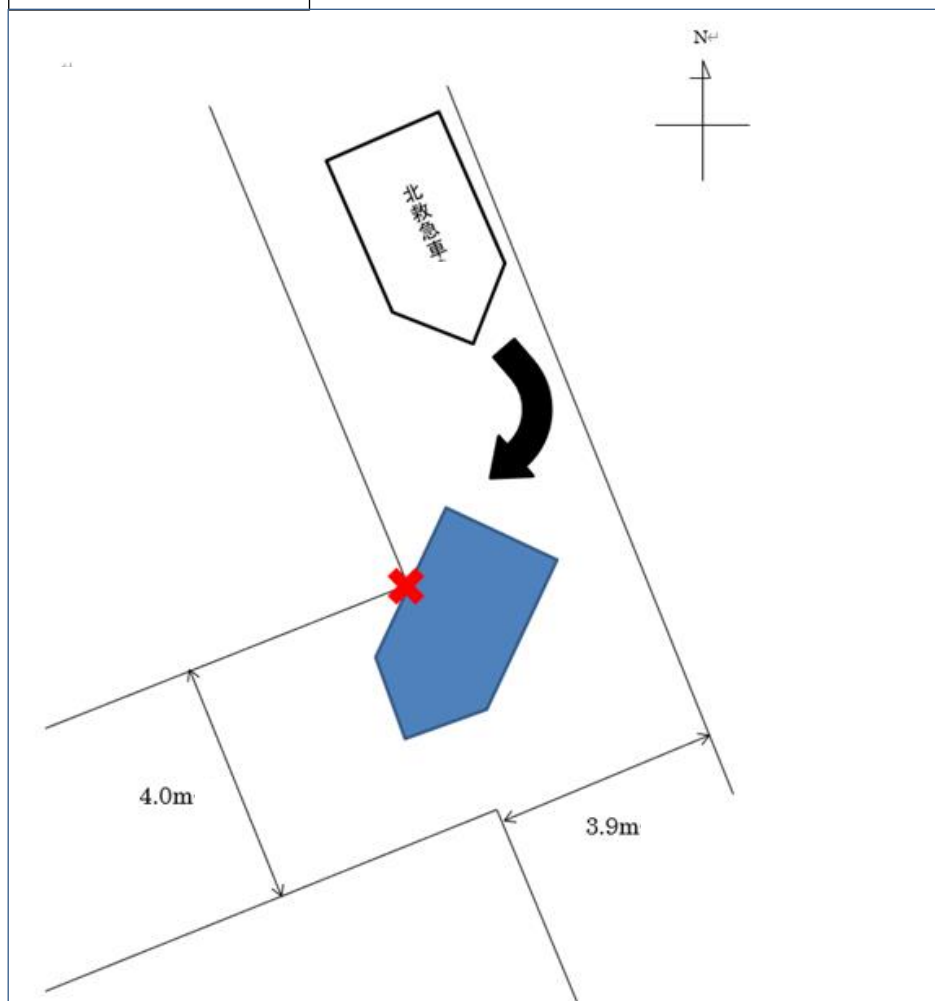
令和2年7月3日午前10時55分頃、茨城県常総市〇〇〇〇において、当組合職員の運転する公用車（水海道消防署北出張所救急自動車）を敷地内に進行したところ、ブロック塀を損傷させたものである。

参考資料（報告第5号関係）

事故発生位置図



事故発生状況略図



議案第12号

令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)

令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,592,355千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年9月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		162,147	7,219	169,366
	1 総務管理費	135,127	7,219	142,346
8 予備費		23,460	△ 7,219	16,241
	1 予備費	23,460	△ 7,219	16,241
歳出	合計	6,592,355	0	6,592,355

第2表 債務負担行為補正

(追加) (単位 千円)

事項	項	期間	限度額
地域交流センター指定管理料		令和2年度から令和3年度まで	22,394

予算補正に関する説明書

歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括
(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
2 総務費	162,147	7,219	169,366			7,219
8 予備費	23,460	△ 7,219	16,241			△ 7,219
歳出合計	6,592,355	0	6,592,355	0	0	0

3 歳出
 (款)2 総務費 (項)1 総務管理費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳		節		説明
				特 定 財 源	地 方 債	其 他	一般財源	区 分	金 額		
										国 県 支 出 金	
3 地域交 流セ ン ター 費	29,319	7,219	36,538				7,219	13 委 託 料	7,219	指定管理料	7,219
計	135,127	7,219	142,346	0	0	0	7,219				

(款)8 予備費 (項)1 予備費

1 予備費	23,460	△ 7,219	16,241				△ 7,219		△ 7,219	共通分	△ 7,219
計	23,460	△ 7,219	16,241	0	0	0	△ 7,219				

提 案 理 由

議案第12号 令和2年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算
(第3号) について

令和2年度一般会計補正予算(第3号)については、歳入歳出の増減はなしとし、歳入歳出総額65億9,235万5千円とするものです。

歳出で、総務費の地域交流センター費で新たな指定管理者の指定のため、委託料の指定管理料を721万9千円増額し、予備費の共通分を721万9千円減額するものです。

また、地域交流センター指定管理料の債務負担行為を追加設定するものです。

議案第13号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月29日 提出

常総地方広域市町村圏事務組合
管理者 松丸修久

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
 - (1) 施設の名称
常総広域地域交流センター
 - (2) 所在地
守谷市大木1468番地

- 2 指定管理者として指定する団体
 - (1) 名称
シダックス株式会社
 - (2) 代表者
代表取締役社長 志太 勤一
 - (3) 所在地
東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

- 3 指定の期間
令和2年11月1日から令和4年3月31日まで

提 案 理 由

議案第13号 指定管理者の指定について

常総広域地域交流センターの指定管理者は、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの期間で総合建物サービス株式会社と基本協定書を締結し業務を遂行してきましたが、指定管理者から指定返上の申し出があり、令和2年10月31日を以って指定取消処分をいたしました。このため令和2年11月1日から令和4年3月31日までの残期間の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決に付するものです。

指定管理者候補者の選定につきましては、常総地方広域市町村圏事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第5号の規定により指定管理者が指定を取消されたときその他緊急に指定管理者を指定することが必要と認めるとき、公募によらずに選定することができるため、圏域内において指定管理業務実績のある当該業者を選定するものです。